

大洗町地域防災計画

風水害等災害対策計画編

令和7年3月

大洗町防災会議

目 次

第2章 風水害等予防計画	1
第1節 水防対策計画	1
第1 治水計画	1
第2 海岸保全	2
第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策	3
第2節 土砂災害防止計画	5
第1 土砂災害防止法に基づく対策	5
第2 がけくずれ対策	6
第3 地すべり対策	8
第4 土石流危険渓流対策	8
第5 土砂災害警戒情報の発表	8
第3節 災害に強いまちづくり	10
第1 防災まちづくりの推進	10
第2 建築物等の防災対策の推進	10
第3 避難施設の整備	12
第4節 文教計画	14
第5節 農地農業計画	15
第1 農地計画	15
第2 農業計画	15
第6節 気象業務整備計画	17
第7節 情報通信設備等の整備計画	18
第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画	19
第9節 火災予防計画	20
第10節 防災知識の普及計画	23
第11節 防災訓練計画	25
第12節 防災組織等の活動体制整備計画	27
第13節 要配慮者支援計画	28
第3章 風水害等応急対策計画	31
第1節 組織・動員計画	31
第1 職員参集・動員	31
第2 災害対策本部	31
第2節 災害情報の収集・伝達	31
第1 通信手段の確保	31
第3節 気象情報等計画	32
第1 風水害関係	32
第2 水位情報周知河川の水位情報等	38
第4節 被災情報の収集・伝達計画	39
第5節 広報計画	42
第6節 消防活動計画	43
第7節 水防計画	46
第8節 災害警備計画	47
第9節 交通計画	48
第10節 災害救助法の適用	49

第1 1 節	避難計画	50
第1 2 節	食糧供給計画	51
第1 3 節	衣料・生活必需品等供給計画	52
第1 4 節	給水計画	53
第1 5 節	要配慮者安全確保対策計画	53
第1 6 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	55
第1	応急仮設住宅の建設計画	55
第2	住宅の応急修理計画	56
第1 7 節	医療・助産計画	56
第1 8 節	防疫計画	57
第1 9 節	清掃計画	58
第2 0 節	遺体の捜索及び処理埋葬計画	58
第2 1 節	障害物の除去計画	59
第2 2 節	文教対策計画	60
第2 3 節	自衛隊に対する災害派遣要請計画	61
第2 4 節	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	62
第2 5 節	ボランティア活動の支援	63
第2 6 節	農地農業計画	64
第2 7 節	ライフライン施設の応急復旧計画	65
第2 8 節	郵政事業に係る措置	66
第4章	大規模事故災害対策計画	66
1	海上災害対策計画	66
第1 節	災害予防計画	66
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	66
第2	防災関係機関の防災訓練の実施	67
第3	災害復旧への備え	67
第2 節	災害応急対策計画	68
第1	発災直後の情報の収集・連絡	68
第2	活動体制の確立	68
第3	捜索、救出・救助及び消火活動	68
第4	危険物等の大量流出に対する応急対策	69
第5	緊急輸送の確保	71
第6	応援の要請	71
第7	流出油等災害の補償対策	71
2	航空災害対策計画	72
第1 節	災害予防計画	72
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	72
第2 節	災害応急対策計画	74
第1	発災直後の情報の収集・連絡	74
第2	活動体制の確立	74
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	75
第4	避難指示・誘導	76
第5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	76
第6	関係者等への的確な情報伝達活動	76
第7	遺族等事故災害関係者の対応	76

第 8 防疫及び遺体の処理	77
3 鉄道災害対策計画	78
第 1 節 災害予防計画	78
第 1 町内の鉄道状況	78
第 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	78
第 2 節 災害応急対策計画	80
第 1 発災直後の情報の収集・連絡	80
第 2 活動体制の確立	80
第 3 避難指示・誘導	81
第 4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	81
第 5 関係者等への的確な情報伝達活動	81
第 6 防疫及び遺体の処理	81
4 道路災害対策計画	82
第 1 節 災害予防計画	82
第 1 道路交通の安全のための情報の充実	82
第 2 道路施設等の管理と整備	82
第 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	82
第 4 防災知識の普及	83
第 2 節 災害応急対策計画	84
第 1 発災直後の情報の収集・連絡	84
第 2 活動体制の確立	84
第 3 救助・救急、医療及び消火活動	85
第 4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	85
第 5 関係者等への的確な情報伝達活動	85
第 6 防疫及び遺体の処理	85
第 3 節 災害復旧計画	86
5 大規模な火事災害対策計画	87
第 1 節 災害予防計画	87
第 1 災害に強いまちづくり	87
第 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	87
第 3 防災知識等の普及	88
第 2 節 災害応急対策計画	89
第 1 発災直後の情報の収集・連絡	89
第 2 活動体制の確立	89
第 3 救助・救急、医療及び消火活動	90
第 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	91
第 5 避難収容活動	91
第 6 施設及び設備の応急復旧活動	91
第 7 関係者等への的確な情報伝達活動	91
第 8 防疫及び遺体の処理	92
第 3 節 災害復旧・復興対策計画	92
6 危険物等災害対策計画	93
第 1 節 災害予防計画	93

第 1	危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）	93
第 2	石油類等危険物施設の予防対策	95
第 3	高圧ガス・火薬類の予防対策	95
第 4	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	95
第 2 節	災害応急対策計画	96
第 1	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	96
第 2	活動体制の確立（各災害共通事項）	97
第 3	石油類等危険物施設の事故応急対策	98
第 4	高圧ガス、火薬類の事故応急対策	99
第 5	毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	100
第 6	放射線使用施設等の事故応急対策	101
第 7	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	101
第 8	避難誘導対策	102
第 9	捜索・救出・救助対策	102
第 10	応援要請対策	102
第 11	医療救護対策	102
第 12	緊急輸送の確保	103
第 5 章	風水害等災害復旧・復興対策計画	104
第 1 節	被災者の生活の安定化	104
第 2 節	被災施設の復旧	104
第 1	災害復旧事業の種類	104
第 2	復旧事業の方針	105
第 3 節	激甚災害の指定	106
第 4 節	復興計画の作成	106

第2章 風水害等予防計画

第2章 風水害等予防計画

第1節 水防対策計画

第1 治水計画

都市建設課、農林水産課、消防本部、河川等管理者

1 計画方針

水防管理団体たる町は、水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管内の河川、湖沼、海岸、漁港の洪水または高潮、津波による水害を防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

2 水防対策の推進

水防管理団体たる町は、管内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。特に、那珂川及び涸沼川の沿岸に重要水防箇所が存在しており、これらの堤防において水位上昇による越水や決壊が発生した場合、沿岸地区が更に大きな危険にさらされる。したがって、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための対策を実施するものとする。

(1) 水防管理団体の責任

ア 水防組織の確立（大洗町においては、消防団が水防団を兼ねるものとする）

イ 消防団の整備

ウ 水防倉庫、資機材の整備

エ 通信連絡系統の整備

オ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池の巡視

カ 水防時における適切な水防活動の実施

（ア）水防に要する費用の自己負担の確保

（イ）消防団の出動体制の確保

（ウ）通信網の再点検

（エ）水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保

（オ）雨量、水位観測を的確に行うこと

（カ）農業用と取水堰及び水門、ため池等の操作

（キ）堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること

（ク）水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使

（ケ）住民への水防活動従事の指示

（コ）警察官の出動要請

（サ）避難のための立ち退き指示

（シ）水防管理団体相互の協力応援

（ス）水防解除の指示

（セ）水防てん末報告書の提出

(2) 河川

本町の代表的な河川は、那珂川と涸沼川であるが、特に那珂川は水源が栃木県にあるため流路延長も長く、また常時水量も多い。上流域に日雨量70～80mm程度の長雨が続くと

那珂川沿岸低地帯は氾濫し、家屋及び農作物等に被害を与えるおそれもあり、今後とも那珂川及び涸沼川の築堤計画を積極的に促進する。

ア 那珂川

那珂川水系は、その源を栃木県那須郡の那須岳（標高 1,917m）に発し、同黒磯市油井において那須平原に出て、幅員 200m の侵食谷を形成しつつ南東に流れ、余笹川に合流後、流路を南に変じ、椿川を合流、更に武茂川、荒川を合わせ、これより山間部に入り茂木町牧野から流路を南東に変え栃木、茨城の県境を過ぎ、本県の常陸大宮市に至り、平地に出て緒川、藤井川を合わせて水戸市に至る。ここで桜川と合流し、下流付近において、更に涸沼川を合わせひたちなか市との間を流下して太平洋に注いでいる。令和元年の東日本台風による被災を受けて、常陸河川国道事務所を中心に那珂川及び久慈川の流域自治体で構成される那珂川・久慈川流域治水協議会が設立され、流域治水の考え方にに基づき治水対策を積極的に進めるとともに、令和2年度から5箇年で計画・実施されている那珂川緊急治水対策プロジェクトの促進を図るものとする。

イ 涸沼川

涸沼川水系は、その源を笠間市国見山に発し、山間部を貫流し、途中、大小 15(関係市町村)の川を合流して本町で那珂川と合流し、太平洋に注いでいる。

町内における涸沼川に起因する浸水被害は、那珂川が増水に伴い流下しきれなくなった雨水が涸沼川に逆流し、涸沼川沿いの低地部で氾濫するケースがほとんどである。那珂川においては、緊急治水対策プロジェクトにより河道掘削や堤防整備が進むものの、涸沼川における堤防整備は未だに実施の目途が立っていない。このため、町では堀割・五反田周辺地区を対象に防災集団移転促進事業を検討しており、町民の生命や財産を守るために、より安全な宅地へ集団で移転する事業を推進する。

(3) 排水路

ア 既設側溝等で断面狭小あるいは勾配不良により、降雨時において浸水のおそれのある箇所については、早急に整備を図るものとする。

イ 各土地改良区と緊密な連絡をとり、降水量及び気象情報等に注意し、洪水時には、外水の浸入を防止するため、樋管排水施設の適正な門扉操作を行うものとする。

第2 海岸保全

都市建設課、海岸等管理者、県

1 計画方針

本町の海岸線は、総延長 12km であり、北部を自然岩礁海岸、中央部は港湾区域を含む人工海岸、南部は砂浜海岸とそれぞれの特色をもっている。

この海岸線について、高潮、津波、波浪等による海岸線の侵食を防止するため、海岸保全施設の整備促進を図るものとする。また、未整備の海岸について今後、台風、津波及び高潮等により被害を未然に防止するため、海岸侵食対策及び高潮対策に配慮した事業を積極的に促進するものとする。

2 高潮対策事業

高潮・波浪・津波による被害から国土を守るため、茨城県により実施される護岸などの海岸保全施設の整備を促進する。

3 侵食対策事業

侵食による砂浜・海岸段丘の消失から発生する被害から国土を保全するため、茨城県により実施されるヘッドランドの整備や養浜を促進する。

4 津波危機管理対策緊急事業

津波に対する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の防災機能の確保などのハード対策及び危険度情報の提供などソフト対策により、津波発生時における人命の最優先な防御を推進する。

第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策

生活環境課

1 計画方針

地域における水害に対する防止力の向上や洪水及び内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

2 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本町に関わる河川としては、那珂川が指定されている。

3 水位情報周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本町内では、瀬沼川が指定されている。

4 洪水浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定することとなっている。

なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定区域及び浸水した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。

5 内水浸水想定区域の指定

(1) 町は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなく

なった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 町は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法を用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として、住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

6 避難体制等の整備

(1) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水区域内に地下街等（地下街、劇場、駅等その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）または主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 町長は、浸水想定区域について、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

(3) 町長は、避難指示、高齢者等避難情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報）等について、国または県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。さらに、消防団等と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

(4) 国（気象庁、国土交通省）、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、町は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(5) 町は、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置等）を基に、地区の特性等を勘案し、避難指示等の発令基準を定めておくものとする。

7 施設管理者における対策

町は、浸水想定区域に高齢者施設や大規模工場等が設置された場合は、施設管理者に対し、洪水時に利用者の避難を確保し、または施設への浸水を防止するため自衛水防組織を置くとともに、計画作成を行うよう指導し、自主的な取組ができるよう情報の提供などの支援を行う。

第2節 土砂災害防止計画

第1 土砂災害防止法に基づく対策

生活環境課

1 計画方針

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

2 地盤災害危険度の把握

台風や大雨による地盤災害の防止のためには、その土地の状況を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されていることから、これらのデータの収集、整理を進め、各種の行政施策へ反映させていくものとする。

(1) 地盤情報の収集・整理

町内の地形、地質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集、整理し、地盤災害の危険度の把握に役立てるものとする。

(2) 地盤情報の公開

収集、整理したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における対策工法の必要性の判定などに活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果をハザードマップで公開していくものとする。

3 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るものとする。

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

本町の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図るものとする。

4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生ずると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

なお、県は、指定を行うにあたって、あらかじめ町長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示することとなっている。

5 警戒避難体制の整備

(1) 町は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、町は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

(2) 町長は、上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

(3) 町は、避難指示、高齢者等避難開始等について、「避難指示等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(4) 気象庁、県及び町は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、町は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

6 特定開発行為の制限等

県は、土砂災害防止法第10条に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な対策を講ずるものとする。

第2 がけくずれ対策

生活環境課

1 計画方針

本町では旧中心市街地が陵地付近に発展し、がけ地周辺まで宅地化した都市、また生業上がけ地周辺に居住を余儀なくされているところなど、がけくずれ災害が予想される危険な区域が確認されている。

これらの被害を未然に防止し、また被害を最小限に留めるためおおむね次のような対策を実施する。

2 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

町においては、県からの情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、その他防災に必要な事項について地域防災計画に定めておくものとする。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、町と協議の上、がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともにがけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全をはかることとしている。

(1) 斜面崩壊防止対策の推進

土砂災害から、住民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するものとする。

ア 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

がけくずれ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、まず事前措置として危険予想箇所について地形、地質、地下水、立木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールを実施するものとする。

イ 急傾斜地の指定及び指定基準の概要

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生じる地域及び崩壊を助長誘発するおそれがある地域を、町長の意見を聞いて、県知事が指定する。

ウ 危険箇所の周知

危険区域に標識を設置する等、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努めるものとする。

エ 所有者等に対する防災措置の指導

町は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者または占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

オ 移転の促進

茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）第5条に該当する崖地にある住宅については、崖地近接危険住宅移転事業により利子補給を行い、移転の促進を図るものとする。

カ 警戒体制の確立

土砂災害は、降雨後時間をおいて発生することもあり、多量の降雨後は危険度の高い斜面を中心に、危険な兆候がないか警戒することが重要である。したがって、平時から、斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

(2) 造成地災害防止対策の推進

ア 災害危険度の高い区域の開発抑制

急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、原則として開発計画を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるものとする。

(急傾斜地崩壊危険区域指定基準)

(ア) 急傾斜地の高さが5m以上及び傾斜度30°以上

(イ) 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家5戸以上、または5戸未満であっても官公署、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

第3 地すべり対策

茨城県

県においては、危険が切迫しているところを、関係部局と協議のうえ「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請することとなっている。区域の指定により、防止工事の施行、有害な行為の規制等を行い、民生の安定と国土の保全をはかる。

第4 土石流危険渓流対策

茨城県

1 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進

(1) 砂防法第2条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。

(2) 土石流に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家または公共的な施設の多い渓流について重点的に砂防工事を推進する。

2 土石流危険渓流及び危険区域の周知

町は、県からの土石流危険渓流及び危険区域に関する資料を活用し、関係住民への危険渓流に関する周知を図る。

第5 土砂災害警戒情報の発表

茨城県、水戸地方気象台

1 計画方針

県と水戸地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表することとなっている。

2 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、県内すべての44市町村を発表対象とする。

3 発表及び解除

(発表)

大雨警報発表中に、予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき。

（解除）

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

4 伝達体制

水戸地方気象台から通報を受けた県は、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。

5 土砂災害警戒情報の活用

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第3節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

町全体

1 計画方針

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、風水害等による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。

災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

2 防災まちづくりの視点

「地震・津波災害対策編 第2章 第2節 第1 防災まちづくりの推進」に準じる。

3 防災まちづくり方針の策定

「地震・津波災害対策編 第2章 第2節 ■対策1 防災まちづくり方針の策定」に準じる。

4 防災空間の形成

「地震・津波災害対策編 第2章 第2節 ■対策3 防災空間の形成」に準じる。

5 災害危険区域の指定

町は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとする。

第2 建築物等の防災対策の推進

都市建設課、各施設管理者

1 不燃化の推進

「地震・津波災害対策編 第2章 第2節 第2 建築物の不燃化・耐震化・耐浪化等の推進」に準じる。

2 台風対策

(1) 台風等による屋外広告物等の落下物対策

建築物からの突出物である看板、窓ガラス、外壁及びタイル等について、落下による災害発生の可能性を調査し、危険とされる物件について、管理者に対する改善の指導を行う。また、独立看板については、老朽化したものについて管理者に対して必要な行政指導を行うものとする。

(2) 台風等による建築物及び工作物等の飛散防止対策について

車庫、倉庫、物置、ブロック塀等について、台風（強風）等による災害発生の可能性を調査し、危険と判断される物件については、管理者に対する強風対策の指導を行うとともに老朽化した物件については管理者に対して改善等の行政指導を行うものとする。

3 土木施設の強化の推進

道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の復旧作業の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら土木施設について、事前の予防措置を講ずることは重要である。このため、施設ごとに設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための構造の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。特に、本町においては場所によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、土木施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくものとする。

(1) 道路施設の強化の推進

町及び道路管理者は、災害応急対策に必要な物資、及び人員、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回を調査して、逐次改良及び補修を実施するよう努めるものとする。

ア 道路施設の防災上の向上

(ア) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

(イ) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(ウ) 風水害等に備えて、道路建設時には次の事項に配慮する。

a 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。

b 縦断線形は、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さを確保する。

c 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配をとる。

d 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。

e 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。

f 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水が困難な所には盲暗渠等を設置する。

イ 維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るために危険箇所については、可能な限りの補修を行い、また、幅員 3 m 未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険な所については逐次改良するよう努めるものとする。

ウ 道路ネットワークの確保

(ア) 緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

(イ) 市街地の防災区面を形成する道路の整備を推進する。

(ウ) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

エ 迂回道路の調査

災害時において道路が被害を受けて、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するために、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査して緊急事態に備

えるものとする。

オ 街路樹対策

台風等の災害に備えて街路樹については、必要に応じて支柱の補強を行い、また、浅根性で強風の被害を受けやすいものは夏期剪定を行う。根腐れ、幹の腐朽などにより、倒木の危険があるものは伐採・更新を行うこととする。

(2) 鉄道施設の強化（鹿島臨海鉄道株式会社）

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、風水害等の災害による被害防止等のチェックを行い防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進するものとする。

(3) 河川管理施設等の防災性向上（常陸河川国道事務所）

下表の河川の管理施設等の防災性の点検や、防災性向上の検討を行い、適切な対応策を実施する。特に、河川増水による水門、樋管、堤防等の被害のために浸水等の災害が懸念される箇所については、緊急に河川構造物の改築・改良を行う。また、定期的に河川の巡視を行う。さらに、集中豪雨や台風による河川の隣水、低地の浸水等を防止するため、水防倉庫を設置し、救助用のボート、救命胴衣、土のう袋等の水防資器材を整備し、水防体制の充実強化を図るものとする。

本町における河川の概況

河川名	町内流路延長	計画高水量	所管	備考
那珂川（湊大橋）	右岸 0.6km	6,700 m ³ /秒	国土交通省	
涸沼川（涸沼橋）	左岸 1.9km 右岸 8.0km	1,400 m ³ /秒	国土交通省	

第3 避難施設の整備

生活環境課、住民課

1 避難所の整備

(1) 避難所及び一時避難場所等の指定

町は、町に関連する台風や土石流災害等の被害想定に基づき、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保出来なくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、文化センター等の公共建築物とする。

本町で避難が必要な場合として、概ね次のことが想定される。

ア 家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合。

イ 土砂災害や大雨による堤防決壊等の危険がある場合。

ウ 台風、強風、竜巻等の強風により住家に危険がある場合。

こうした場合に、町民が適切に避難できるよう、下記の点について避難体制の整備を図っていくものとする。

(ア) 一時避難場所、広域避難場所、避難路、避難所、福祉避難所の指定・整備。

- (イ) 避難所の収容機能のほか物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設整備。
 - (ウ) 一時避難場所、広域避難場所、避難路、避難所、福祉避難所の町民への周知。
 - (エ) 避難所、福祉避難所の開設、運営管理体制の整備。
- (2) 指定緊急避難場所の指定
- 町は、災害発生時に被災者が避難する避難場所について、それぞれの災害の特性に応じて危険から逃れるための指定緊急避難場所を指定する。
- また、これを住民等に周知し、より円滑かつ安全な避難を促進するものとする。
- (3) 指定避難所の指定
- 災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、避難所のうちから指定により救援物資等の送付先となる指定避難所を事前に指定、把握する。
- また、あわせて、広域避難が必要となった場合の受入れ施設を指定する。
- (4) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保
- 町は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。
- なお、大規模な災害が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。
- 【資料編 P14 **資料 15** 避難所、避難場所等の考え方】
- 【資料編 P15 **資料 16** 避難所等一覧】
- (5) 近隣市町村等との協力体制の整備
- 被害が町内に限られる様な災害が発生した場合には、避難所の開設について、近隣市町村等との相互利用及び相互応援ができることが望ましい。このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくものとする。
- (6) 被災者情報システムの整備（県）
- 町は、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、県が実施する避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等についての被災者情報システム等の整備にあわせ、システムの導入をはかる。
- (7) 災害時用公衆電話の整備
- 東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、避難所に指定された学校等に、災害時用公衆電話を整備する。

第4節 文教計画

学校教育課、生涯学習課、消防本部

1 計画方針

町教育委員会は、幼稚園、小学校、中学校（以下「学校」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずることとする。

また、町は、保育所について教育委員会に準じて同等の対策をとるものとする。

2 防災上必要な教育の実施

- (1) 小・中学校の長、幼稚園長及び保育所長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会及び保育所管理者は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

3 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

4 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

5 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

6 文化財保護

「地震・津波災害対策編 第2章 第2節 第2 ■対策6 文化財保護」に準じる。

第5節 農地農業計画

農林水産課

第1 農地計画

1 計画方針

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化したため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、県、町及び土地改良区は、大雨による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等により適切な情報提供を図るものとする。

2 土地改良事業

「地震・津波災害対策編 第2章 第5節 第1 ■対策1 土地改良事業」に準じる。

3 ため池等整備事業

「地震・津波災害対策編 第2章 第5節 第1 ■対策2 ため池等整備事業」に準じる。

4 湛水防除事業

「地震・津波災害対策編 第2章 第5節 第1 ■対策3 湛水防除事業」に準じる。

5 水質障害対策事業

「地震・津波災害対策編 第2章 第5節 第1 ■対策4 水質障害対策事業」に準じる。

第2 農業計画

農林水産課

1 計画方針

風水害等の災害から農畜産物を防護するため、農家に対し、災害に強い農業経営の指導、啓発を図るものとする。

2 災害の未然防止対策

(1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

3 資材の確保

(1) 防除器具の整備

町有の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて

必要量の備蓄を行う。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

4 家畜対策

(1) 低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。

(2) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

(3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第6節 気象業務整備計画

水戸地方気象台

(水戸地方気象台の対応等)

「総則 第1章 第4節 第3 1 2 東京管区気象台（水戸地方気象台）」に準じる。

第7節 情報通信設備等の整備計画

生活環境課、福祉課

1 計画方針

災害発生時には、国、県、町、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していく必要がある。

2 情報通信設備の整備

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第4 ■対策1 情報通信設備の整備」に準じる。

3 防災関係機関の情報通信設備

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第4 ■対策2 防災関係機関の情報通信設備」に準じる。

4 情報通信設備の耐震化

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第4 ■対策3 情報通信設備の耐震化、耐浪化」に準じる。

5 サーバの負荷分散

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第4 ■対策4 サーバの負荷分散」に準じる。

6 茨城県防災情報ネットワークシステムの整備

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第4 ■対策5 茨城県防災情報ネットワークシステムの整備」に準じる。

7 アマチュア無線ボランティアの確保

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第4 ■対策6 アマチュア無線ボランティアの確保」に準じる。

8 その他通信設備

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第4 ■対策7 その他通信設備」に準じる。

第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

健康増進課、生活環境課、上下水道課、県、医療機関

1 計画方針

国、県、町及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策または災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備えるものとする。

2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

(1) 医療救護施設の確保

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3 ■対策1 医療救護施設の確保」に準じる。

(2) 後方医療施設の整備

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3 ■対策2 後方医療施設の整備」に準じる。

(3) 医薬品等の確保

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3 ■対策3 医薬品等の確保【県】」に準じる。

(4) 医療機関間情報網の整備

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3 ■対策4 医療機関間情報網の整備」に準じる。

(5) 医療関係者に対する訓練等の実施

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3 ■対策5 医療関係者に対する訓練等の実施」に準じる。

(6) 医療関係団体との協力体制の強化

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第3 ■対策6 医療関係団体との協力体制の強化」に準じる。

3 食料、生活必需品等の供給体制の整備

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第4 ■対策3 食糧、生活必需品等の供給体制の整備」に準じる。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第4 ■対策4 応急給水・応急復旧体制の整備」に準じる。

5 その他

各関係機関等は、それぞれの業務上必要とする資機材等の備蓄並びに整備をするものとする。

第9節 火災予防計画

消防本部、消防団

1 計画方針

この計画は、町の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職員及び消防団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から町民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。

2 消防組織の充実・強化

町は、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

3 消防施設等の整備・強化

(1) 町は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

(2) 県の資機材の備蓄

ア 化学消火薬剤の備蓄

危険物等に起因する大規模な火災に備え、市町村が保有している化学消火薬剤のみでは十分でないので、県が化学消火薬剤を購入し、関係市町村に対しその備蓄管理を委託し、科学消防力の強化充実を図るものとする。

なお、備蓄管理を委託している市町村は次のとおりである。

水戸市、日立市、土浦市

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

筑西広域市町村圏事務組合

鹿島地方事務組合消防本部

イ 空中消火用資機材の備蓄

県は昭和50年度から林野火災空中消火用資機材の備蓄を図った。この運用については「茨城県林野火災空中消火用資機材管理運用要項」に基づき、時期を失せず適切に活用するよう努めるものとする。

なお、空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。

石岡市消防本部

常陸大宮市消防本部

高萩市消防本部

茨城県消防学校

4 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進

町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(2) 防火管理者の育成、指導

町及び消防本部は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、

消防計画の作成、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

(3) 予防査察の強化指導

町及び消防本部は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施にあたっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

県または消防本部は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者または占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導をするものとする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底

県及び町、消防本部は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図るものとする。

5 消防計画の作成と広域化

町及び消防本部は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、広域消防の実施が増加するにつれて、広域圏内の消防本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう、県や隣接消防機関との調整を図るものとする。

消防計画の大綱は次のとおり

- ア 消防力等の整備
- イ 防災のための調査
- ウ 防災教育訓練
- エ 災害予防・警戒及び防御
- オ 災害時の避難、救助及び救急
- カ その他災害対策

6 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に、高度の知識及び技術を修得させるため、県町は、消防職員及び消防団員を、県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。

(1) 消防職員科

- ア 初任教育
- イ 専科教育（特殊災害、予防査察、危険物、火災調査、救急、救助、警防等）
- ウ 特別教育（新任消防長教育訓練、基本特定行為再講習、潜水講習会等）

(2) 消防団員科

- ア 基礎教育（日曜講座）
- イ 専科教育（タンク車課程、ポンプ車課程、小型ポンプ課程等）
- ウ 幹部教育（指揮幹部科、指導員養成科等）
- エ 特別教育（一日入校等）

7 火災原因調査

火災予防対策を推進するため、町及び消防本部は、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

第10節 防災知識の普及計画

生活環境課、消防本部、学校教育課

1 計画方針

災害による被害を最小限にとどめるためには、町民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる町民運動の展開が必要である。このため、県・市町村、防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての町民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、町民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に町民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、町、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。なお、防災対策要員は、町民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

2 一般町民向けの防災教育

(1) 普及すべき防災知識の内容

- ア 風水害時の危険性
- イ 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- ウ 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- エ 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- オ 高齢者等避難情報、避難指示及び災害発生情報の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- カ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- キ 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- ク 自主防災組織等の地域での防災活動
- ケ 要配慮者への支援協力
- コ 帰宅困難者対策
- サ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- シ その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報

(2) 広報紙、パンフレットの配布

町、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く町民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

なお、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める

とともに安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 講習会等の開催

町、県、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(4) 町、防災関係機関は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の住民を対象に、各河川の注意すべき箇所を水害危険度マップにより周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

(5) その他のメディアの活用

- ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- イ ビデオ、DVD、フィルムの製作、貸出
- ウ キャプテンシステム、文字放送の活用
- エ インターネットの活用
- オ 地震体験車等の教育設備の貸出
- カ 防災情報メールの活用

3 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

保育所、幼稚園、小学校、中学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

4 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

第11節 防災訓練計画

生活環境課、消防本部、学校教育課、県

1 計画方針

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 総合防災訓練

総合防災訓練は県において実施され、県内の市町村や防災機関が参加する。町においても積極的に参加する。

(1) 訓練種目

- ア 災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達
- コ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

(2) 訓練への参加

県や防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するほか、町においても、町内各自治会、事業所等の参加を促し、独自の訓練を実施する。

その際、必要に応じて自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた一般町民の参加も広く呼びかける。

また、県は、応援の派遣、受入れを中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(3) 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

3 町及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 町による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、町が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上実施するものとする。

イ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

県及び町は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(4) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

(5) 広域応援協定に基づく合同訓練

国、県においては、被害が厳しく、広域化した場合を想定して広域応援や広域避難についての対策を行うこととなっているので、広域訓練については、町としても積極的に参加するものとする。

4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

「地震・津波災害対策編 第2章 第4節 第2 ■対策4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練」に準じる。

第12節 防災組織等の活動体制整備計画

生活環境課、商工観光課、福祉課

1 計画方針

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止または軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

2 自主防災組織の育成・連携

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第3 ■対策1 自主防災組織の育成・連携」に準じる。

3 事業所防災体制の強化

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第3 ■対策2 事業所防災体制の強化」に準じる。

4 地区防災計画

自助共助による自発的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めるため、町の一定の地区内の居住者及び事業者は、当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という）を町地域防災計画に定めることを町防災会議に提案することができる。

提案を受けた町防災会議は、必要に応じ、町地域防災計画に当該地区防災計画について定めるものとする。

5 ボランティア組織の育成・連携

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第3 ■対策3 ボランティア組織の育成・連携」に準じる。

6 企業防災の促進

「地震・津波災害対策編 第2章 第1節 第3 ■対策4 企業防災の促進」に準じる。

第13節 要配慮者支援計画

都市建設課、生活環境課、福祉課、住民課、各施設管理者

1 計画方針

近年の災害では、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報の理解が困難な外国籍住民など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっていることから、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、町は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子にも支障のない出入口のある避難所の整備、誰が見ても分かりやすい文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ア 介護保険要介護（3～5）の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている者。ただし、心臓機能障害のみで該当する者を除く。
- ウ 療育手帳（㊤、A）の交付を受けている者
- エ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- オ 障害福祉サービスを受けている指定難病患者
- カ 上記以外で町長が支援の必要を認めた者

(2) 避難支援等関係者となる者

- ア 大洗町消防本部・消防署
- イ 大洗町消防分団
- ウ 水戸警察署
- エ 民生委員・児童委員
- オ 大洗町社会福祉協議会・大洗町地域包括支援センター
- カ 自主防災組織
- キ その他町長が必要と認める者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法

ア 個人情報

- (ア) 要支援者の氏名
- (イ) 要支援者の生年月日
- (ウ) 要支援者の性別
- (エ) 要支援者の住所または居所
- (オ) 要支援者の電話番号その他の連絡先
- (カ) 要支援者が避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記のほか、避難支援等の実施に町長が必要と認める事項

イ 入手方法

アの(ア)～(カ)は、町が対象者の抽出を行い、民生委員・児童委員、大洗町社会福祉協議会及び大洗町地域包括支援センター等（以下「民生委員等」という。）の協力を得て、平常時における避難行動要支援者名簿の提供可否の確認及び必要な個人情報の入手

を行う。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

ア 新たに該当した者を避難行動要支援者名簿に追加する。

イ 転居若しくは死亡した者又は社会福祉施設若しくは病院等へ長期入所（入院）した者は、避難行動要支援者名簿から削除する。

ウ 避難行動要支援者名簿に追加した対象者については、民生委員等の協力を得て、平常時における避難行動要支援者名簿の提供可否の確認及び必要な個人情報の入手を行う。

(5) 避難行動要支援者名簿の情報提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

ア 町が求める措置

(ア) 避難行動要支援者名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。

(イ) 避難行動要支援者名簿は、施錠できる場所で保管し、必要のない複製は行わない。

(ウ) 避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づく秘密保持義務があり、避難支援等関係者が亡くなった後も同様である。

イ 町が講じる措置

個人情報漏えい防止のため、町は避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定を締結する。

(6) 要支援者が円滑に避難のために立ち退くことができるための通知または警告の配慮

「本計画 第3章 第11節 避難計画」を準用する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

要支援者に避難行動要支援者名簿の提供の同意を得る段階で、町からの通知または警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあること等への理解を得る。

2 要配慮者に配慮した社会環境整備

(1) バリアフリー化の促進

路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車椅子にも支障のない出入口のある避難所の整備、誰が見ても分かりやすい防災標識等、要配慮者に配慮した防災基盤の整備、及び都市施設全般のバリアフリー化を促進していくものとする。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害においては、行政が対応できる範囲に限界が生じるため、地域のボランティア等と協力し合い、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。したがって、町は、施設等管理者、近隣住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から要配慮者を地域で支える体制を整備するものとする。

3 要配慮者関連施設の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

県及び町は、要配慮者関連施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者関連施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

町は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

町は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者関連施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

町は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(5) 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町に報告するものとする。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

【資料編P35 **資料41** 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧】

4 在宅要配慮者の救護体制の確保

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第5 ■対策3 在宅要配慮者の救護体制の確保」に準じる。

5 外国籍住民に対する防災対策の充実

「地震・津波災害対策編 第2章 第3節 第5 ■対策5 外国籍住民に対する防災対策の充実」に準じる。

第 3 章 風水害等応急対策計画

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 組織・動員計画

総括部、総務部、全庁

第1 職員参集・動員

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

本町において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。そのため町は基準に基づいて配備体制を発令する。

職員の動員体制の決定基準は、町内における災害の規模、予警報、災害の状況等により資料17-1及び17-2のとおり定める。

【資料編 P.18 資料17-1 職員の動員区分(大雨・洪水)】

【資料編 P.19 資料17-2 職員の動員区分(土砂)】

2 職員の動員・参集

職員の動員及び職員への伝達手段等については「地震・津波災害対策編第3章 第1節 第1 職員参集・動員」に準じ、職員の参集については「本計画 上記1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に準じる。

第2 災害対策本部

1 災害警戒体制、災害対策連絡会議及び災害対策本部の設置基準

本町において災害が発生した場合、民間団体、住民等も含めて一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町は、災害対策連絡会議または災害対策本部を設置して応急対策を実施するものとする。

災害対策連絡会議及び災害対策本部の設置基準は、「本計画 第3章 風水害等応急対策計画 第1節 組織・動員計画 第1 職員参集・動員」に準じる。

2 組織、設置の決定等

「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第1 職員参集・動員」に準じる。

第2節 災害情報の収集・伝達

広報企画部、総括部指揮班、救援対策部福祉班

第1 通信手段の確保

1 計画方針

町長は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

本町の被害が著しい場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難となることも予想される。そのような場合にも、関係機関との協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達するものとする。

2 専用通信設備の運用

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第1 ■対策1 専用通信設備の運用」に準じる。

3 代替通信機能の確保

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第1 ■対策2 代替通信機能の確保」に準じる。

4 アマチュア無線ボランティアの活用

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第1 ■対策3 アマチュア無線ボランティアの活用」に準じる。

第3節 気象情報等計画

総括部指揮班、県、水戸地方気象台、消防本部、水戸警察署

1 計画方針

気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

第1 風水害関係

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、資料44のとおり、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町

村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類と概要、その発表基準は、資料42及び資料42-1、警報・注意報の細分区域は、資料43のとおりである。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル 大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル 大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まり予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（洪水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、水戸地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

8 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

9 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

10 洪水予報河川の洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

(1) 国が管理する河川の洪水予報

水戸地方気象台は、常陸河川国道事務所・霞ヶ浦河川事務所・下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する。

【資料編 P. 38 資料 44 警戒レベル一覧表】

これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。

(2) 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれない沖に発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

(3) 水位情報周知河川の水位情報等

ア 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川事務所はそれぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。

イ 県（各土木・工事事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。

11 土砂災害警戒情報

土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害が発生するおそれが高まった時に、茨城県と水戸地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

（発表対象地域や伝達等については、本計画 第2章 第2節 第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。）

12 火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

(1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(2) 通報の対象地域

市町村単位で通報する。

(3) 通報先及び通報手段

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。

(4) 通報文の構成

(ア) 標題

(イ) 発表官署名及び発表・解除 日 時 分

(ウ) 本文は主文及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）

(5) 通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報し、また、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

(6) 火災警報の発令及び解除

町長は、消防法第22条第3項の規定により、知事からの通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。また、火災警報を発令するときは、大洗町防災行政無線等を活用して住民に対する広報を実施し、火気取り扱いの制限を行うものとする。警報を解除した場合も同様とする。

ア 火災警報の発令伝達系

イ 火災警報発令基準

- a 実効湿度が60%以下で最低湿度が40%以下かつ最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
- b 平均風速10m/s以上の風が連続して1時間以上吹く見込みのとき。
- c 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると認められるとき。

ウ 住民に対する周知の方法

住民に対する周知の方法は、大洗町防災行政無線、広報車によるものとする。

13 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

14 異常現象発見者の通報義務

(1) 住民

地割れ、異常出水・湧水等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

ア 茨城海上保安部

イ 水戸警察署・水戸警察署大洗地区交番

ウ 大洗町役場（生活環境課）

エ 大洗町消防本部（署）

オ その他関係機関または近くの警察官、消防職員、海上保安官、町職員

(2) 警察官等

通報を受けた警察官、消防職員、海上保安官、町職員等は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

(3) 町長

通報を受けた場合、町長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報する。

15 特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する。

(2) 県関係

県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたときまたは自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防本部に通知する。

特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。

なお、県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。

ア 収集系統

イ 伝達系統

(3) 日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方气象台からN T T東日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。
この場合、警報の種類だけで内容については伝達されない。

(特別警報の種類)	(警報の種類)
暴風特別警報	暴風警報
暴風雪特別警報	暴風雪警報
大雨特別警報	大雨警報
大雪特別警報	大雪警報
波浪特別警報	波浪警報
高潮特別警報	洪水警報
	高潮警報

(4) 日本放送協会（NHK）関係

気象庁本庁からNHKに気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送され、住民に伝達される。

16 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

17 情報の受領及び伝達

- (1) 情報の受領にあたっては、関係各課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 各種情報の伝達を受けた場合、生活環境課長は必要に応じて各課長に伝達するとともに、庁内放送により職員へ伝達するものとする。
- (3) 情報の伝達を受けた場合、必要に応じて速やかに防災関係機関や学校等の公共施設、一般住民、その他関係のある団体に周知徹底するものとする。

第2 水位情報周知河川の水位情報等

国、県等河川管理者

- (1) 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川事務所及び下館河川事務所は、それぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が避難判断水位に達したときは、当該河川の水位または流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。
- (2) 県（各土木事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が避難判断水位に達したときは、当該河川の水位または流量を示して、関係市町村に伝達する。

第4節 被災情報の収集・伝達計画

総括部指揮班、各対策班、消防部消防班、水戸警察署

1 計画方針

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

2 被害状況等の報告

町長は、収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすために、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県及び関係機関との連携により適切な災害応急対策が実施されるようにしなければならない。

(1) 報告の実施

ア 町は町内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報ネットワークシステム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(ア) 町災害対策本部が設置されたとき

(イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

(ウ) 災害の状況及びその災害が及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき

(エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

【資料編 P40 資料 47 消防庁連絡先】

(2) 防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するように努める。

3 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

ア 被害情報

死亡者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する

(ア) 被害発生時刻

(イ) 被害地域（場所）

(ウ) 被害様相（程度）

(エ) 被害の原因

イ 措置情報

(ア) 災害対策本部の設置状況

(イ) 主な応急措置（実施、実施予定）

(ウ) 応急措置実施上の措置

(エ) 応援の必要性の有無

(オ) 災害救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報ネットワークシステムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

ア 被害状況の情報

報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所

イ 報告種別

人的、建物、浸水、火災、その他（河川、公共建物等）、避難対策状況、本部設置状況

(3) 情報伝達の流れ

災害情報は、把握した防災関係機関から防災情報ネットワークシステムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。

なお、県災害対策本部未設置段階では、生活環境部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。

(4) 被害種類別の伝達経路

発生した被害の種類に応じて、関係する機関に対し以下の経路で情報伝達を行うものとする。

ア 死亡者、負傷者、建物被害、その他の被害

被害現場・住民→（警察→）町→県災害対策本部

イ 道路被害

被害現場（町道）→町→県土木事務所→県土木部（道路維持課）→県災害対策本部

ウ ライフライン被害（水道、下水道）

被害現場（水道）→町→県政策企画部（水政課）・企業局（工務課）→県災害対策本部

被害現場（下水道）→町→県土木部（下水道課）→県災害対策本部

エ 河川、海岸、漁港

被害現場（準用河川）→町→県土木事務所→県土木部（河川課）→県災害対策本部

被害現場（海岸・漁港）→町→県農林水産部（水産振興課）→県災害対策本部

オ 農作物、農地、農業用施設、林産物、林地、山地

被害現場→町→県中央農林事務所→県農林水産部→県災害対策本部

カ その他公共施設（学校、公園、病院、官公庁等）

被害現場→町→県災害対策本部

4 報告の様式

収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすために、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県及び広域との連携により適切な災害応急対策が実施されるようにしなければならない。

被害状況及び措置情報は、茨城県防災情報ネットワークシステム等を通じ、「茨城県被害状況等報告要領」を参照し経過に応じて報告する。

第5節 広報計画

広報企画部秘書広報班

1 計画方針

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

なお、県及び町は、情報伝達にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるもののほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 広報活動

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第4 ■対策1 広報活動」に準じる。

第6節 消防活動計画

消防部消防班、県、医療機関

1 計画方針

本計画は災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため町及び消防本部が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

2 消防活動体制の整備

町は、その地域における台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

3 危険区域の調査及び被害想定図の作成

町は、その区域内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

4 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

町は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部（局）に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(2) 応援隊の派遣

本町が被災していない場合は、消防相互応援協定及び知事または消防庁長官の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災市町村の消防活動を応援するものとする。

5 広域災害時における県の措置

(1) 消防情勢の把握

県は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、消防機関または町長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握することとなっている。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、町長または消防長に対し災害防御の措置に関して次の指示を行う。

- ア 災害防御実施方法
- イ 他市町村への消防隊員の応援出動
- ウ 防御用資機材の輸送その他の応援

(3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について町長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

ア 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

(緊急消防援助隊の要請先)

平日：消防庁応急対策室 N T T 03-5253-7527 衛星 048-500-90-49013

休日夜間：消防庁宿直室 N T T 03-5253-7777 衛星 048-500-90-49012

6 火災気象通報

消防法第22条の規定に基づき水戸地方気象台長から火災についての気象情報を受理した場合は、町長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

7 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが激増の傾向にある。とくに、休日、夜間等における件数が多く、救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備につとめ、救急医療の確保を図るものとする。

(1) 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

(2) 医師等医療関係者の出動

町長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、東茨城郡医師会長に対して医師等の出動を要請すると同時に火災の長期化等その態様に応じ、県や隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮するものとする。

(3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮をはらうものとする。また、県ドクターヘリ及び県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送体制の整備を行い、積極的な活用を図る。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておくものとする。

(5) 医療資器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資器材を必要とするので、県及び市町村においては、これの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ地域医師会等と協議して、円滑な運用を図るものとする。

なお、災害の長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資器材等の確保についても配慮が必要である。

(6) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力にまっところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮するものとする。

(7) 費用

救急医療活動は、地域医師会等の民間活動にまたなければならない現状であるので、町長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接の地方公共団体の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮するものとする。

8 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備をはかるものとする。特に、消防無線通信については、全県共通波の活用をはかることとし、町は、有線通信についても、専用線の確保に努めるものとする。

9 救急医療施設の整備

(1) 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の確保を図るため、地域の実情に応じて休日夜間急患センター及び住宅当番医制の実施を促進し、さらに救急医療告示医療機関及び救急医療協力医療機関の増設を促進する。

(2) 第二次救急医療体制の整備

- ア 初期救急医療機関よりスクリーニング（症状判別）された治療または入院を必要とする救急患者の第二次救急医療の確保を図るため、広域市町村圏ごとに主として救急告示施設の中から中心的病院を二次病院として指定し、第二次救急医療体制の確立を図る。
- イ 休日及び夜間の第二次救急医療体制の強化を図るため、広域市町村圏単位に病院群輪番制の実施を促進する。

(3) 第三次救急医療体制の運営促進

- ア 重篤な救急患者の救急医療を主眼とする国立病院機構水戸医療センター救命救急センターがその機能を十分に発揮して運営できるよう、下記のことについて協力を行う。
 - (ア) 救急医療情報コントロールセンターに指導医師を配置し重篤救急患者のスクリーニング（症状判別）を行う。
 - (イ) 初期、第二次医療機関及び患者搬送機関と救命救急センターとの連携を強める。
- イ 主として鹿行、県南及び県西地区の重篤救急患者に対応するため、筑波メディカルセンター病院救命救急センター及び土浦協同病院救命救急センターの円滑な運営促進を図る。

(4) 救急医療情報コントロールセンターの運営

救急患者に対する救急医療を迅速適切に処理するため、上記の各救急医療施設と救急搬送機関とを連結し、情報の収集と提供を行う本事業の円滑な運営を図る。

第7節 水防計画

水防管理団体

1 計画方針

水防は水防管理者及び知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。

2 水防の責任

(1) 水防管理団体の責任（水防法第3条）

水防管理団体たる町及び水防事務組合または水害予防組合は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- ア 水防組織の確立
- イ 消防団の整備
- ウ 水防倉庫、資機材の整備
- エ 通信連絡系統の確立
- オ 平常時における河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- カ 水防時における適切な水防活動の実施
 - (ア) 水防に要する費用の自己負担の確保
 - (イ) 消防団の出動体制の確保
 - (ウ) 通信網の再点検
 - (エ) 水防資機材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
 - (オ) 雨量、水位観測を的確に行うこと
 - (カ) 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
 - (キ) 堤防、ため池等決壊及び決壊後の措置を講ずること
 - (ク) 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - (ケ) 住民の水防活動従事の指示
 - (コ) 警察官の出動を要請すること
 - (サ) 避難のための立退きの指示
 - (シ) 水防管理団体相互の協力応援
 - (ス) 水防解除の指示
 - (セ) 水防てん末報告書の提出

なお、指定水防管理団体は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- ア 水防機関の整備をすること
- イ 水防計画を樹立すること
- ウ 消防団員数を確保すること
- エ 毎年水防訓練を行うこと

第8節 災害警備計画

救援対策部住民班、総括部生活環境班、総務部管財班、消防部消防班、水戸警察署

1 計画方針

大規模災害が発生した場合、町は応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に実施し、住民の生命・身体・財産を保護するものとする。初期的段階において、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導負傷者等の救出救助等が重要である。初期的段階以降は、警察と協力し、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るため広報及び情報活動を実施するものとする。

2 行方不明者の調査及び迷子等の保護

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第1 ■対策1 行方不明者の調査及び迷子等の保護」に準じる。

3 地域安全対策

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第1 ■対策2 地域安全対策」に準じる。

第9節 交通計画

総務部調査・輸送班、管財班、応急対策部土木班、水戸警察署、海上保安部

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、または交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

2 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止しまたは制限（重量制限を含む）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者または車輛の通行を禁止しまたは制限するものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、または制限するものとする。

(4) 豪雨等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

3 緊急輸送道路の確保

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第3 ■対策2 緊急輸送道路の確保」に準じる。

4 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第3 ■対策3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保」に準じる。

5 交通規制

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第3 ■対策5 交通規制」に準じる。

6 海難対策

海難事故が発生した場合は、町及び海上保安部は、水難救済会、その他の関係機関と緊密な連携のもとに捜索、救助を実施する。

第10節 災害救助法の適用

総括部指揮班、消防部消防班、県

1 計画方針

町内の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。
したがって、町長は、同法の適用に向けて速やかに手続きを実施し、住民に対する救助活動の実施を図るものとする。

2 被害状況の把握及び認定

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第1 ■対策1 被害状況の把握及び認定」に準じる。

3 災害救助法の適用基準

「地震・津波災害対策編 第3章 第6節 ■対策2 災害救助法の適用基準」に準じる。

4 災害救助法の適用手続き

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第1 ■対策3 災害救助法の適用手続き」に準じる。

5 災害救助法による救助

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第1 ■対策4 災害救助法による救助」に準じる。

6 小災害救助

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第1 ■対策5 小災害救助」に準じる。

第11節 避難計画

救援対策部住民班、医療班、総務部調査・輸送班、広報企画部企画班、秘書広報班

1 計画方針

災害に際し、危険地域にある住民を安全地域に避難させ人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物または野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

さらに、町は、避難行動要支援者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

なお、避難所等の指定については、地震災害対策計画編に準じるものとする。

2 避難指示、高齢者等避難

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第2 ■対策1 避難指示、高齢者等避難」に準じる。

3 警戒区域の設定

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第2 ■対策2 警戒区域の設定」に準じる。

4 被災者の把握

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第2 ■対策3 被災者の把握」に準じる。

5 避難の誘導

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第2 ■対策4 避難の誘導」に準じる。

6 避難生活の確保、健康管理

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第2 ■対策6 避難生活の確保、健康管理」に準じる。

7 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第2 ■対策7 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供」に準じる。

8 広域避難への対応

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第2 ■対策8 広域避難への対応」に準じる。

9 安否確認

「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第2 ■対策9 安否確認」に準じる。

10 被災者台帳の作成

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第1 ■対策1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握」に準じる。

第12節 食糧供給計画

総務部管財班、調査・輸送班、上下水道部水道班、救援対策部住民班

1 計画方針

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また、食品の販売機構が麻痺し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、または、住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 食糧の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町長限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 食料の供給

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第5 ■対策1 食料の供給」に準じる。

第13節 衣料・生活必需品等供給計画

総務部管財班、調査・輸送班、救援対策部住民班

1 計画方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失または毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与する。

2 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与は、町が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 衣料・生活必需品の供給

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第5 ■対策3 衣料・生活必需品の供給」に準じる。

第14節 給水計画

上下水道部水道班

1 計画方針

災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給し保護する。また、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

2 実施機関

(1) 飲料水の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

また、町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

3 応急給水の実施

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第5 ■対策2 応急給水の実施」に準じる。

第15節 要配慮者安全確保対策計画

救援対策部住民班、福祉班、消防部消防班、上下水道部水道班、下水道班

1 計画方針

災害時に自力で避難が困難になる、要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な援助を行うものとする。

2 実施機関

(1) 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。

(2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、町長が実施する。

(3) 当該施設及び町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 避難行動要支援者への配慮

町は、発災時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるものとする。

4 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第6 ■対策1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策」に準じる。

5 在宅要配慮者に対する安全確保対策

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第6 ■対策2 在宅要配慮者に対する安全確保対策」に準じる。

6 外国籍住民に対する安全確保対策

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第6 ■対策3 外国籍住民に対する安全確保対策」に準じる。

7 滞在者（宿泊者等）に対する安全確保対策

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第6 ■対策4 滞在者（宿泊者等）に対する安全確保対策」に準じる。

第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

応急対策部建築班、救援対策部福祉班

第1 応急仮設住宅の建設計画

1 計画方針

災害のため住家が全焼、全壊または流失し、自らの資力では住家を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図る。

2 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の供与は町長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。
- (2) 町限りで実施が困難な場合は、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 応急仮設住宅の建設

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第1 ■対策3 応急仮設住宅の設置」に準じる。

4 公的住宅等の提供

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第1 ■対策4 公的住宅等の提供」に準じる。

5 公営住宅の建設・復旧

(1) 建設資金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の建設等を行う場合、町は建設費用について国からの補助を受ける。

(2) 建設事業の実施

町は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。住宅建設にあたっては、要配慮者の入居を想定し、バリアフリー化に努める。

(3) 入居者の選定

町は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする住民の被災状況、生活実態等に配慮しながら、特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

6 独立行政法人住宅金融支援機構の利用

災害により滅失した家屋の所有者が、自らの居住あるいは賃貸のために家屋を建設、購入、若しくは補修しようとするとき、独立行政法人住宅金融支援機構より必要な資金の貸付が受けられる。したがって町は、この災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導等を行う。

第2 住宅の応急修理計画

応急対策部建築班、救援対策部福祉班

1 計画方針

災害のため住家が半焼または半壊し、自らの資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

2 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 住宅の応急修理

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第1 ■対策2 住宅の応急修理」に準じる。

第17節 医療・助産計画

救援対策部医療班、消防部消防班、県、医療機関

1 計画方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等による。

2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、国、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) (1) により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤県支部」という。）長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し必要に応じて医師会、国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

3 応急医療体制の確保

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第5 ■対策1 応急医療体制の確保」に準じる。

4 応急医療活動

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第5 ■対策2 応急医療活動」に準じる。

5 後方支援活動

「地震・津波災害対策編 第3章 第4節 第5 ■対策3 後方支援活動」に準じる。

第18節 防疫計画

救援対策部医療班

1 計画方針

災害による衛生環境の悪化や、被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。

2 防疫の実施

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第5 ■対策2 防疫」に準じる。

第19節 清掃計画

総括部生活環境班、大洗・銚田・水戸環境組合

1 計画方針

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻そう等多くの困難が予想されるが、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るため次により迅速かつ適切に行うものとする。

2 ごみ処理

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第5 ■対策1 清掃」に準じる。

3 し尿処理

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第5 ■対策1 清掃」に準じる。

第20節 遺体の搜索及び処理埋葬計画

消防部消防班、広報企画部秘書広報班、救援対策部福祉班、医療班、総務部管財班

1 計画方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し、または災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

- (1) 遺体の搜索、埋葬は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 遺体の処理は、町長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事及び町長が行う。
- (3) 町限りでは困難な場合は、国、県、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (4) (2)により知事が行う遺体の処理は、日赤県支部長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

3 行方不明者の搜索

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第6 ■対策1 行方不明者の搜索」に準じる。

4 遺体の処理

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第6 ■対策2 遺体の処理」に準じる。

5 遺体の火葬

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第6 ■対策3 遺体の火葬」に準じる。

6 費用

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第6 ■対策4 費用」に準じる。

7 死亡獣の処理

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第6 ■対策5 死亡獣の処理」に準じる。

第21節 障害物の除去計画

総括部生活環境班、大洗・鉾田・水戸環境組合、応急対策部土木班

1 計画方針

災害により、住居またはその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 障害物の除去は、町長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 町限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 障害物の除去

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第5 ■対策3 障害物の除去」に準じる。

4 がれき処理

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第5 ■対策4 がれき処理」に準じる。

第22節 文教対策計画

教育部教育班

1 計画方針

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保するものとする。

2 児童生徒等の安全確保

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第7 ■対策1 児童生徒等の安全確保」に準じる。

3 応急教育

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第7 ■対策2 応急教育」に準じる。

第23節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

総括部指揮班、総務部総務班、管財班、消防部消防班、自衛隊

1 計画方針

町長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 自衛隊に対する災害派遣要請

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第1 ■対策1 自衛隊に対する災害派遣要請」に準じる。

3 自衛隊の判断による災害派遣

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第1 ■対策2 自衛隊の判断による災害派遣」に準じる。

4 自衛隊受入れ体制の確立

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第1 ■対策3 自衛隊受入れ体制の確立」に準じる。

5 ヘリコプターの受入れ

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第1 ■対策4 ヘリコプターの受入れ」に準じる。

6 災害派遣部隊の撤収要請

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第1 ■対策5 災害派遣部隊の撤収要請」に準じる。

7 経費の負担区分

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第1 ■対策6 経費の負担区分」に準じる。

第24節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

総括部指揮班、総務部総務班、管財班、消防部消防班

1 計画方針

町は、町内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、災害時の相互応援を効果的に実施するために、町は、平常時より他市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行っておくものとする。

2 応援要請の実施

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第2 ■対策1 応援要請の実施」に準じる。

3 応援受入体制の確保

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第2 ■対策2 応援受入体制の確保」に準じる。

4 消防機関の応援要請・受入体制の確保

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第2 ■対策3 消防機関の応援要請・受入体制の確保」に準じる。

5 他市町村被災時の応援

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第3 ■対策1 他市町村被災時の応援」に準じる。

第25節 ボランティア活動の支援

救援対策部福祉班、社会福祉協議会

1 計画方針

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

2 ボランティアとの役割分担

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第3 ■対策1 ボランティアとの役割分担」に準じる。

3 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第3 ■対策2 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営」に準じる。

4 ボランティア「受入れ窓口」の連携・協力

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第3 ■対策2 ボランティア「受入れ窓口」の連携・協力」に準じる。

第26節 農地農業計画

応急対策部農林水産班

1 計画方針

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。

2 農地

(1) 農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

ア 堤防

湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

イ 水路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(4) 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

3 農業

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生または拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

ア 風害

(ア) 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること

(イ) 外傷家畜の治療と看護に努めること

(ウ) 事故畜等の早期処理に努めること

イ 水害

(ア) 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること

(イ) 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること

(ウ) 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること

(エ) 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること

(オ) 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること

第27節 ライフライン施設の応急復旧計画

上下水道部水道班・下水道班、総務部生活環境班、東京電力株式会社、N T T 東日本茨城支店、株式会社N T T ドコモ

1 計画方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速に応急復旧体制を整備する。

まず、ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立する。

また、災害によっては、本町だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。したがって、町及び各事業者は相互に連携を図りつつ、また、県内、県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

2 電力施設の応急復旧【東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）】

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第4 ■対策1 電力施設の応急復旧【東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）】」に準じる。

3 電話施設の応急復旧

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第4 ■対策2 電話施設の応急復旧」に準じる。

4 上水道施設の応急復旧

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第4 ■対策3 上水道施設の応急復旧」に準じる。

5 下水道施設の応急復旧

「地震・津波災害対策編 第3章 第7節 第4 ■対策4 下水道施設の応急復旧」に準じる。

第28節 郵政事業に係る措置

大洗郵便局

1 郵便関係

「地震・津波災害対策編 第3章 第6節 ■対策6 郵政事業に係る特別取扱い」に準じる。

第 4 章 大規模事故災害対策計画

第4章 大規模事故災害対策計画

1 海上災害対策計画

本計画は、大洗町沿岸の海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合、または、船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生した場合に、町がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の整備

町は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして緊急時の体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の活動体制の整備

町は、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれ災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(ア) 災害時等の相互応援に関する協定（県下全市町村）

(イ) 茨城県広域消防相互応援協定【県下全消防本部（局）】

イ 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会等の円滑な運営

町は、海上保安部、県、関係団体、事業者等からなる茨城県沿岸流出油等災害対策協議会や安全対策協議会の適切な運営を推進することにより、関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、応急体制の整備を推進するものとする。

3 搜索、救出・救助及び消火活動への備え

(1) 資機材等の整備

町は、災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう実情に応じ、救急・救助用資機材、消火用資機材、水上バイク等及び無人航空機（ドローン）の整備に努めるものとする。

4 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 流出油防除資機材の整備

町は、オイルフェンス、油吸着剤、油処理剤等の流出油防除資機材、化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(2) 回収油の一時保管等の検討

町は、沿岸漂着した油を回収する際に備えて回収方法、回収資機材の調達方法、回収油の一時保管方法を予め定めておくものとする。

第2 防災関係機関の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

町は、大規模海難、危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに、油防除能力の向上を図るものとする。

第3 災害復旧への備え

1 重要な所管施設の構造図等の整備

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

海上災害が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 被害概況の収集・把握

町及び大洗町消防本部は、本町に被害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

2 災害情報の通報（発見者）

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官はその旨を速やかに町長に、また町長は水戸地方気象台、県、海上保安部、その他関係機関に通報するものとする。

3 町民等への情報提供

町は、防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に町民に提供するものとする。また、情報の伝達にあたっては、防災行政無線を使用することとし、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、テレビ放送については字幕を付けるよう併せて依頼する。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、第3章 第1節 第2「災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、海上災害の状況等により、次のとおり定める。

【資料編P41 **資料48** 体制区分 基準配備人員（海上事故）】

第3 搜索、救出・救助及び消火活動

1 洋上、海岸部及び港湾内部での災害

(1) 搜索及び救出・救助

大洗町消防本部は、災害の状況により県防災ヘリコプター、水上バイク等及び無人航空機（ドローン）を出動し、海上保安部と連携して搜索、救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

大洗町消防本部は、災害の状況により消防ポンプ車等を出動し、海上保安部と連携して

消火活動を実施するものとする。

2 資機材の携行

救助・救急活動に必要な資機材は、大洗町消防本部が携行するものとする。また、必要に応じ、他機関からの協力等により、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等を実施するものとする。

3 医療救護活動

本計画 第3章 第17節「医療・助産計画」に準じて実施するものとする。また、被災者に対する「心のケア」を行う必要がある場合は、本計画 第3章 第11節「避難計画」「6 避難生活の確保、健康管理」の「心のケア」対策に準じて実施するものとする。

第4 危険物等の大量流出に対する応急対策

本町沿岸海域における流出油等災害の発生については、水産資源の保護、生活地域の安全確保は当然のこととして、海岸の自然景観及び海浜の動植物生態系の保全を重要課題とすることから、沿岸への油等の漂着防止が極めて重要であり、このことから海上での防除活動に全力をあげるものとする。

1 海上での防除活動の実施

(1) 排出の原因者（防除措置等義務者）

危険物等の回収、処理等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

※海上災害防止センター TEL 03-3204-6531

(2) 消防機関

必要に応じて防除活動等を実施するものとする。

(3) 大洗入出港安全対策協議会

オイルフェンス、油処理剤等の流出油等防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材の提供などに協力するものとする。

(4) 大洗町漁業協同組合

海上保安部の協力要請に基づき、海上保安部の推進する防除活動に対し協力するものとする。

(5) 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会

海上災害防止センター、原因者またはその代理人を加えた総合調整本部会議を開催し、海上防除機関が実施する油回収、油処理等の防除作業や資機材配分等の調整を行うものとする。

2 沿岸の監視及び住民への避難指示等

町は、流出油等の漂流、漂着または流出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施するものとする。流出油が漂着し、または漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限または禁止等の危険防止措置を広報するものとする。また、町長（町長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示を

行うものとする。この際、障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

3 漂着油等の防除活動の実施

(1) 排出油の原因者（防除措置等義務者）

漂着油の除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

(2) 町

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、海上保安部の協力要請に基づき、または県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講じるものとする。漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県または海上保安部を通して、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

(3) 消防機関

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、危険物等の防除等必要な措置を講じるものとする。

(4) 茨城県沿岸流出油等災害対策協議会

漂着またはそのおそれが生じた場合、排出の原因者等（防除措置等義務者及びその代理人（サーベイヤー）、海上災害防止センター、学識経験者等を加えた総合調整本部会議を開催し、漂着油の性状や海岸の状況等を考慮し、海岸別防除方法、回収人員の配備計画、防除資機材の配分など防除方針を策定するものとする。

4 資機材の迅速な調達

(1) 町及び消防機関

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。なお、市町村の資機材の調達については、県が一元化して行うのを原則とする。

5 災害ボランティアの受入れ

「地震・津波災害対策編 第3章 第5節 第3 ボランティア活動の支援」に準じる。

6 義援金品の受入れ

「地震・津波災害対策編 第4章 第1節 第1 義援金品の募集及び配分」に準じる。

7 油回収作業従事者の健康確認

町は、回収作業の長期化に伴う精神的・肉体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに管轄保健所に報告するものとする。

8 自然環境保全への措置

町は、被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて国と連携するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物及びその生態系への影響や、海水、底質等海洋汚染の実態など、風評被害対策をも考慮しつつ、必要な機関調査を実施しデータ

を収集するものとする。また、史跡名勝天然記念物への被害状況を調査して、必要に応じ対策を講じるなど自然環境保全への措置を行うものとする。

第5 緊急輸送の確保

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第6 応援の要請

1 応援要請・受入体制

「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第2 ■対策1 応援要請の実施」に準じる。

第7 流出油等災害の補償対策

1 証拠の保全措置

町は、海上流出油、漂着油等を直ちに採取保存し、また成分分析を実施し、証拠の保全を行うものとする。

2 保険請求資料の記録と保存

町は、災害発生時からの保険請求の基礎となる資料の記録と保存に努めるものとする。

3 流出油等防除費用の請求

海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき流出油等防除を実施した機関は、防除に要した費用を海上災害防止センターに請求するものとする。

また、海上保安部の協力要請（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による）に応じ、流出油防除を実施した場合は、町は、防除に要した費用を防除措置等の義務者に請求するものとする。

4 被害補償請求

町は、流出油等の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、町はこれに助言を行うものとする。

2 航空災害対策計画

本計画は、町内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものとする。

第1節 災害予防計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

町は、大規模な航空災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、関係機関相互において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

町は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本計画第2章第7節「情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、応急対策等に関する活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町及び関係防災機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

イ 「茨城県広域消防相互応援協定」【県下全消防本部（局）】

(3) 大洗町消防本部

大洗町消防本部は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

町及び大洗町消防本部は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、水上バイク等及び無人航空機（ドローン）の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「本計画 第2章 第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画 2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「本計画 第2章 第3節 第2 建築物等の防災対策の推進 3 土木施設の強化の推進」に準ずるほか、次により実施するものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、大規模な航空災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官または海上保安官に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

町は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

【資料編P41 **資料49** 自衛隊機の場合の航空事故情報等の収集・連絡先】

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、航空災害の状況等により、次のとおり定める。

【資料編P41 **資料50** 体制区分・基準配備人員（航空事故）】

(2) 職員動員配備体制の決定

航空事故発生時の職員動員配備体制の決定は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に準じ、町長が職員の動員配備区分を決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 災害対策本部等の設置基準等

（災害警戒体制設置基準）

ア 航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合

イ その他生活環境課長が必要と認めた場合

（災害警戒体制廃止基準）

ア 航空事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合

- イ その他生活環境課長が必要なしと認めた場合
(災害対策本部設置基準)
- ア 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- イ その他町長が必要と認めた場合
(災害対策本部廃止基準)
- ア 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

2 広域的な応援体制

町は、町内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「地震・津波災害対策編 第3章 第3節 第2 応援要請・受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

町においては、「本計画 第3章 第23節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

搜索活動は、県、警察本部が消防機関と相互に連携して、実施することとなっているため、町、大洗町消防本部及び消防団は、これに協力する。

2 救難、救助・救急及び消火活動

大洗町消防本部及び消防団は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、警察署、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。

大洗町消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、消防ポンプ車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「本計画 第3章 第17節 医療・助産計画」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する「心のケア」を行う必要がある場合は、「地震・津波災害対策編 第3章 第2節 第2 ■対策6 避難生活の確保、健康管理」に準じて実施するものとする。

第4 避難指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町が行う避難指示等については、「本計画 第3章 第11節 避難計画」に準じて実施するものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「本計画 第3章 第2節 災害情報の収集・伝達」及び「第5節 広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 旅客及び乗務員の氏名・住所
- (4) 地域住民等への協力依頼
- (5) その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7 遺族等事故災害関係者の対応

町は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「本計画 第3章 第18節 防疫計画及び第20節 遺体の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施する。

3 鉄道災害対策計画

本計画は、本町において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、町がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 町内の鉄道状況

【資料編P42 資料51 鹿島臨海鉄道概況】

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

2 災害応急体制の整備

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

町は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、救急車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「本計画 第2章 第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画 2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

ア 消防機関

平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

町は、事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

町は、大規模な鉄道事故の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、鉄道事故の状況等により、次のとおり定める。

【資料編P42 **資料52** 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（鉄道事故）】

2 広域的な応援体制

町は、町内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「本計画 第3章 第23節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」及び「第24節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

町は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「本計画 第3章 第17節 医療・助産計画」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。また、被災者に対する「心のケア」を行う必要がある場合は、「本計画 第3章 第11節 避難計画 6 避難生活の確保、健康管理」の「心のケア」対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

町は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第3 避難指示・誘導

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第2節 第4 避難指示・誘導」に準じる。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「本計画 第3章 第2節 災害情報の収集・伝達及び第5節 広報計画」に準ずるほか次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

町は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第6 防疫及び遺体の処理

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第2節 第8 防疫及び遺体の処理」に準じる。

4 道路災害対策計画

第1節 災害予防計画

本計画は、町内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

第1 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する気象、地象、水象等の情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

2 安全性向上のための対策の実施

各道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

2 災害応急体制の整備

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

町及び大洗町消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資

材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 消火活動への備え

大洗町消防本部は、平常時より道路管理者機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

5 防災訓練の実施

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

6 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

7 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第2節 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限のとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、消防職員または道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

(2) 県への連絡

町は、大規模な道路災害の発生または発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

(3) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

【資料編P42 **資料53** 道路災害情報等の収集・連絡先一覧】

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、道路災害の状況等により、次のとおり定める。

【資料編P43 **資料54** 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（道路災害）】

(2) 職員動員配備体制の決定

道路事故発生時の職員動員配備体制の決定は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に準じ、町長が職員の動員配備区分を決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 災害対策本部等の設置基準等

(災害警戒体制設置基準)

ア 道路事故災害により多数の死傷者が発生するおそれのある場合。

イ 道路上での重大事故が発生した場合。

ウ その他生活環境課長が必要と認めた場合。

(災害警戒体制廃止基準)

ア 道路事故災害による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合。

- イ その他生活環境課長が必要なしと認めた場合。
(災害対策本部設置基準)
- ア 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合。
- イ その他町長が必要と認めた場合。
(災害対策本部廃止基準)
- ア 事故災害応急対策を概ね完了した場合。
- イ その他町長が必要なしと認めた場合。

2 広域的な応援体制

町内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、「本計画 第3章 第24節 他の地方自治体に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立」に準じる。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第2節 第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動」に準じる。

第4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第2節 第6 関係者等への的確な情報伝達活動」に準じる。

第6 防疫及び遺体の処理

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第2節 第8 防疫及び遺体の処理」に準じる。

第3節 災害復旧計画

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

5 大規模な火事災害対策計画

本計画は、町内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

町は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、ヘリコプターの緊急離発着場または緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

大洗町消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置、保守点検の実施及び適正な維持管理を指導する。

(2) 建築物の防火管理体制

大洗町消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制を指導するものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策を指導するものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

2 災害応急体制の整備

「本計画 第4章 2 航空災害対策計画 第1節 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え」に準じる。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

大洗町消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「本計画 第2章 第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画 2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

本町は、地震の被害により、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及び指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「本計画 第2章 第3節 第2 建築物等の防災対策の推進 3 土木施設の強化の推進」に準ずる。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

町及び大洗町消防本部は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難場所

町は、指定した避難場所について、町民への周知徹底に努めるものとする。

6 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、町民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

町及び大洗町消防本部は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより町民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及

町及び大洗町消防本部は、住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

町及び大洗町消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【資料編P43 **資料55** 大規模な火事災害情報の連絡先一覧】

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と相互に情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、大規模な火事災害の状況等により、次のとおり定める。

【資料編P43 **資料56** 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（火災）】

(2) 職員の動員配備体制の決定

（警戒体制）

火災の延焼情報、被害情報等に基づく大洗町消防本部の報告をもとに、生活環境課長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

（非常体制）

大洗町消防本部の報告をもとに、生活環境課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 職員の動員

職員の動員は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第1 職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

（災害警戒本部設置基準）

ア 火災により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合

イ その他生活環境課長が必要と認めた場合

（災害警戒体制廃止基準）

ア 火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合

- イ その他生活環境課長が必要なしと認めた場合
(災害対策体制設置基準)
 - ア 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合
 - イ その他町長が必要と認めた場合
(災害対策本部廃止基準)
 - ア 大規模な火事災害応急対策が概ね完了した場合
 - イ その他町長が必要なしと認めた場合
- (5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

町は、「地震・津波災害対策編 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に準じて、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

町内において大規模な火事による災害が発生し、町及び施設の人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、「本計画 第3章 第24節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、「本計画 第3章 第23節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町及び大洗町消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「本計画 第3章 第17節 医療・助産計画」に準じ、県等関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する「心のケア」を行う必要がある場合は、「本計画 第3章 第11節 避難計画 6 避難生活の確保、健康管理」の「心のケア」対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

町及び大洗町消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町及び各道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警察署に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

発災時において、町が行う避難指示等については、「本計画 第3章 第11節 避難計画 2 避難指示・高齢者等避難」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難所

町は、発災時には、必要に応じ避難所を開設するものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、自主防災会やボランティア等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 要配慮者への配慮

町は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等要配慮者に十分配慮するものとする。

第6 施設及び設備の応急復旧活動

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

- (1) 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示、避難先の指示
- (3) 地域住民等への協力依頼
- (4) その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「本計画 第3章 第18節 防疫計画」及び「第20節 遺体の搜索及び処理埋葬計画」に準じて実施する。

第3節 災害復旧・復興対策計画

災害復旧・復興対策については、「本計画 第4章 災害復旧・復興対策計画」に準じて実施するものとする。

6 危険物等災害対策計画

本計画は、本町において危険物等（石油類、高压ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素またはそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、とるべき対策について定めるものとする。なお、海上への危険物等の流出による災害については、「海上災害対策計画」に、また、原子力災害対策特別措置法第2条第4号に規定する原子力事業所に係る原子力災害については、「大洗町地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の確立

ア 町

町は、必要に応じ危険物等関係施設に対する立入調査を実施し、施設の安全性の確保に努めるものとする。危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

イ 消防機関

大洗町消防本部は、必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等の保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材の整備充実と災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 保安教育の実施

大洗町消防本部は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 情報の収集・連絡体制の整備

危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

イ 要員の確保

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡

にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

(2) 職員の活動体制の整備

町は、実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町及び大洗町消防本部は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

ア 「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）

イ 「茨城県広域消防相互応援協定」【県下全消防本部（局）】

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

町及び大洗町消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

町は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交管理体制の整備を図るものとする。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

町及び大洗町消防本部は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(7) 避難収容活動体制の整備

町は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町及び大洗町消防本部は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、住民の訓練

町及び大洗町消防本部は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国籍住民、乳幼児等要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2 石油类等危険物施設の予防対策

1 地盤対策

大洗町消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時または定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

2 保安体制の確立

大洗町消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言または指導を行うものとする。

第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

町は、毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

第4 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

大洗町消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

第2節 災害応急対策計画

危険物等災害が発生しまたは発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

1 災害情報の収集・連絡

県（各部局）

危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、消防庁他関係省庁に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

2 被害情報の収集・把握

町及び大洗町消防本部は、町内に被害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

3 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合または発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長または警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに町長に、また、町長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

4 住民等への情報提供

町は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般住民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、「本計画 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に定める災害警戒体制、災害対策本部の配備基準を基本として、危険物等災害の状況等により、次のとおり定める。

【資料編P44 資料57】 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（危険物等事故）】

(2) 職員の動員配備体制の決定

（警戒体制）

危険物等事故情報、被害情報等に基づく大洗町消防本部の報告をもとに、生活環境課長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

（非常体制）

大洗町消防本部の報告をもとに、生活環境課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境課長が代行する。

(3) 職員の動員

職員の動員は、「本計画 第3章 第1節 第1 組織・動員計画」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

（災害警戒体制設置基準）

- ア 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- イ 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合
- ウ その他生活環境課長が必要と認めた場合

（災害警戒体制廃止基準）

- ア 多数の死傷者が発生するおそれがなくなった場合
- イ 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がなくなった場合
- ウ その他生活環境課長が必要なしと認めた場合

（災害対策本部設置基準）

- ア 危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合
- イ 大規模な火災が発生した場合
- ウ 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合
- エ その他町長が必要と認めた場合

（災害対策本部廃止基準）

- ア 危険物等事故災害応急対策を概ね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

町は、「本計画 第3章 第1節 第2 災害対策本部」に準じて、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。
また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3 石油类等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

大洗町消防本部は、直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、または有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

河川等を流下するなどして海上に影響が及んだ場合は、「本計画 第4章 1 海上災害対策計画」により対応するものとする。

ア 消防機関

大洗町消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、または発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、または地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。

なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

ア 消防機関

大洗町消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止める

とともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、または地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 浄水の安全確保

町は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、または直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展開、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

(1) 消防機関

大洗町消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定しまたはガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

(2) 町

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

2 毒性ガス応急対策

町及び大洗町消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等へ広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下し、適切に避難誘導を行うものとする。

大洗町消防本部は、事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器等保護具を着装し、または防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

3 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

(1) ガス漏洩対策

ア 消防機関

大洗町消防本部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知管等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導するものとし、現場付近の火気使用の厳禁を広報するものとする。負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させるものとする。応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整えるものとする。

(2) ガス爆発対策

ア 消防機関

大洗町消防本部は、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行うものとする。二次爆発を警戒し、ガス検知管を使用し安全を確認して活動するものとする。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

イ 町

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整えるものとする。

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

町及び大洗町消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、住民等へ迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、または窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

2 浄水の安全確保

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、「本計画 第4章 第2節 第3 石油類等危険物施設の事故応急対策 3 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施するものとする。

1 放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火または延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。

また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張りまたは標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、または保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

2 消防機関

大洗町消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

3 町

町は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

第7 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

1 原子力事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や

漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

2 町（消防機関）

事故の通報を受けた町（消防機関）は、直ちにその旨を県（防災・危機管理部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第8 避難誘導対策

町は、危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第9 搜索・救出・救助対策

大洗町消防本部は、被災者に対して、相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

第10 応援要請対策

各危険物等災害に共通する応援要請対策については以下のとおりとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、「本計画 第3章 第23節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

2 応援要請

「本計画 第3章 第24節 他の地方公共団体等に対する応援要請ならびに応援計画」に準じるものとする。

第11 医療救護対策

各危険物等災害に共通する医療救護対策については、「本計画 第3章 第17節 医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

第12 緊急輸送の確保

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等の応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第 5 章 風水害等災害復旧・復興対策計画

第5章 風水害等災害復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

「地震・津波災害対策編 第4章 第1節 被災者の生活の安定化」に準じる。

第2節 被災施設の復旧

まちづくり推進課、生活環境課、都市建設課、農林水産課

1 計画方針

被災施設の災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成しなければならない。

第1 災害復旧事業の種類

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
- (2) 砂防設備事業復旧計画
- (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
- (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
- (5) 漁港公共土木施設事業復旧計画
- (6) 海岸公共土木施設事業復旧計画

2 農林水産施設事業復旧計画

- (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
- (2) その他施設
 - ア 漁業用施設事業復旧計画
 - イ 共同利用施設事業復旧計画

3 都市災害復旧事業計画

4 住宅災害復旧事業計画

5 社会福祉施設災害復旧事業計画

6 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

7 学校教育施設災害復旧事業計画

8 社会教育施設災害復旧事業計画

9 復旧上必要な金融その他資金計画

10 その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画をすみやかに作成し、国または県が費用の全部または一部を負担または補助するものについて、県または町、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施がすみやかに行えるよう努める。

3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果を上げるよう努める。

6 公共土木施設災害復旧

河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、港湾、漁港、下水道、公園等の取扱い手続きは次のとおりである。

(1) 公共事業について

なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び、同査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、町単事業として災害復旧をすみやかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他

の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

第3節 激甚災害の指定

「地震・津波災害対策編 第4章 第3節 激甚災害の指定」に準じる。

第4節 復興計画の作成

「地震・津波災害対策編 第4章 第4節 復興計画の作成」に準じる。